

令和4年第12回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月20日(火) 午前9時30分～10時50分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (10名)

1番 豊増 文夫	2番 坂元 兼一
3番 山内 美千代	4番 前野 浩司
5番 田畑 和成	6番 赤崎 敬一郎
7番 小西 義彦	8番 南原 奈美子
9番 吉留 義晃	10番 池山 準一

(2) 推進委員 (22名)

11番	12番 甫立 浩二	13番
14番 山崎 博文	15番 久保蘭 貴政	16番 宮崎 栄
17番 内村 正二	18番 三腰 修一	19番 竹井 好博
20番	21番 濱田 誠	22番 徳留 伸一
23番 東條 好廣	24番 満園 和徳	25番 栗野 一三
26番 堀之内 睦	27番 上屋敷 守	28番 大迫 勝哉
29番 竹之内 重則	30番 山口 治幸	31番 下境田 公治
32番 楠元 伸一	33番 肝付 兼久	34番 坂元 智一
35番 小坂 和良		

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農政課農業政策係主事	永江 優理
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (-名)

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (15件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請について (2件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (3件)
- (5) 議案第5号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について (1件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和4年第12回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、全員の出席で、定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち、11番下市委員、13番野間委員、20番長野委員から欠席の申し出がありましたので、22名の出席をいただいております。
以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、1番豊増文夫委員、5番田畑和成委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

9番委員 　　　　さつま町農業者年金受給者会は解散の方向ということですが、今まで受給されていた方はどうなりますか。

事務局長 　　　　農業者年金を受給される方は全然変わらないんですが、受給者会という組織が無くなるということをごさいますて、みんなでまとまって会をしたり、ということが無いということをごさいます。

議長 　　　　ほかにありませんか。
　　(なしの声あり)
意見が無いようですので、会務報告を終わります。

事務局長 　　　　それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。1ページから5ページ、12-1番から15番について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
12-1番
所在：船木字 [] 番1、田、農振農用地区域外、585㎡、所有権移転の贈与
12-2番
所在：船木字 [] 番1、田、農振農用地区域外、1,142㎡、所在：船木字 [] 番1、畑、農振農用地区域内、688㎡、所在：船木字 [] 番、畑、農振農用地区域内、1,757㎡、所在：船木字 []

事務局
(堀口)

番、田、農振農用地区域内、677 m²、所有権移転の贈与

12-3 番

所在：船木字 [] 番、田、農振農用地区域内、1,305 m²、所在：船木字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、199 m²、所在：船木字 [] 番 2、農振農用地区域外、23 m²、所有権移転の贈与

12-4 番

所在：湯田字 [] 番、田、農振農用地区域内、1,091 m²、所有権移転の売買

12-5 番

所在：広瀬字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、1,103 m²、所有権移転の売買

12-6 番

所在：広瀬字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、822 m²、所有権移転の売買

12-7 番

所在：広瀬字 [] 番 3、田、農振農用地区域外、1,143 m²、所有権移転の売買

12-8 番

所在：広瀬字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、1,403 m²、所在：広瀬字 [] 番 4、田、農振農用地区域外、113 m²、所有権移転の売買

12-9 番

所在：柏原字 [] 番、田、農振農用地区域内、912 m²、所有権移転の売買

12-10 番

所在：柏原字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、2,162 m²、所有権移転の売買

12-11 番

所在：神子字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、1,016 m²、所在：神子字 [] 番 2、田、農振農用地区域内、571 m²、所在：神子字 [] 番、畑、農振農用地区域外、329 m²、所在：神子字 [] 番、畑、農振農用地区域外、222 m²、所在：神子字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、84 m²、所有権移転の贈与

12-12 番

所在：紫尾字 [] 番 2、田、農振農用地区域内、300 m²、所在：紫尾字 [] 番 3、田、農振農用地区域内、650 m²、賃貸借権の設定

12-13 番

所在：紫尾字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、159 m²、所有権移転の贈与

12-14 番

所在：鶴田字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、331 m²、所有権移転の売買

12-15 番

所在：永野字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、234 m²、所有権移転の売買

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。12-1 番から 3 番、お願いします。

16 番委員

12-1 番、まずここは、長年、[]さんが借りて耕作している土地で、境界とか、進入路等の問題は無いと思います。

次に、12-2 番、[]さんは農業はされていなくて、受人の[]さんは若手の認定農家であり、ここも、長年、借りて耕作しており、畑は茶畑、田は、さといもなんかも作っておられる。それから、そこは進入路とか、大きな道路にも面していて、排水とか境界、そこいらも確実に明確でしたので、問題無いと思います。

12-3 番、[]さんは農業をされておられません。10 年以上に亘って[]さんから[]さんが借りて耕作をしている水田でした。ここも、境界とか、進入路、道路に面しては、別段、問題は無いと思います。

議長

12-4 番、お願いします。

事務局
(堀口)

本日、野間委員が欠席ですので、事前に野間委員から事務局にありました報告をお伝えします。申請された水田は、現在、[]さんより借りて作付け、管理を[]さんがされている農地でございます。[]さんは体調を崩され離農されており、[]さんに買って欲しいという強い要望があつて、話がついたという話です。この水田は、圃場整備がされており、進入路、境界等ははっきりしており、問題無いと考えます。以上です。

議長

12-5 番から 8 番、お願いします。

14 番委員

12-5 番について説明します。場所は、[]さんの下、国道 []号沿いにあります。現在は未耕作ですが、購入後、[]さんが整備され耕作するとのことでした。境界、進入路等ははっきりしており、問題無いと思います。

12-6 番です。こちらは、12-5 番の渡人の[]さんと、12-6 番の渡人、[]さんは、やうちの関係で、長年、[]さんがいっしょに耕作されていたとのことです。受人の[]さんに、今回、購入の依頼があり、今回の申請に至りました。こちら、境界、進入路等ははっきりしており、問題無いと思われま

す。12-7 番です。渡人の[]さんは、今後、地元に戻ることもないとのことから、[]さんへ購入してもらえないか相談があり、今回の申請に至りました。現地は未耕作ですが、進入路、境界等ははっきりしておりました。

12-8 番です。こちらは、12-7 番の隣接地になり、こちら、現在、未耕作ですが、進入路、境界等ははっきりしておりました。渡人の[]さんが、今後、戻って農業をされることもないとのことで、今回、[]さんに相談の上、今回の申請に至りました。境界、進入路等ははっきりしており、問題無いと思われま

議長

12-9 番、お願いします。

26 番委員

[]さんは昨年、水害で田んぼが被害を受けて、いまだに復旧されていないために、米を作る場所がなく、探していたところ、[]さんが借りて作っていたところを紹介され、貸してくれるように頼んだところ、父が亡くなってから、もう何十年もなり、農業機械も持っていないで、自分ももう作らないので買ってくれないかと話があつて、購入することにしました。道路に面しており、給排水、進入路、境界もはっきりしており、問題は無いと思います。以上です。

- 議長 12-10 番、お願いします。
- 27 番委員 今、堀之内委員が説明したようなことなんですけれども、構造改善した田で何も問題無いと思います。
- 議長 12-11 番、お願いします。
- 25 番委員 渡人の■■■さんと、受人の■■■君は親子関係であります。農業後継者への生前贈与であります。現地は、進入路、境界等もはっきりしていて、問題は無いと思われました。以上です。
- 議長 12-12 番から 13 番、お願いします。
- 28 番委員 12-12 番について報告します。渡人と受人の関係は、受人のお母さんが■■■さんの妹さんになります。■■■さん自身、田んぼを 1 町 5 反ほど耕作されているんですが、ここを、5 年程になります、■■■さんが、田植えから稲刈り、消毒など、休みを利用して、手伝っていらっしやいました。この圃場は、今までも■■■さんが作られており、境界等、何も問題無いと思います。これからも、■■■さんの力を借りながら、作られていくと思います。
- 続いて、12-13 番について報告します。この畑は、渡人の■■■さんの実家に付随の畑、庭先の菜園になります。■■■さんも 80 歳を超えるご高齢でありまして、こちらに帰ってくることもない、管理も大変であるということで、昔からお付き合いのあった■■■さんを買ってくれないかと屋敷を。屋敷は現在、登記も済んでいたということなんです、この畑だけが残っていたということで、今回の申請に至ったということです。境界は、屋敷自体、周りをブロックで囲まれていまして、何も問題無いと思います。
- 議長 12-14 番、お願いします。
- 24 番委員 この 12-14 番につきましては、先々月くらいから、あっせんの申し出がありまして、渡人の■■■さん自身が鶴田出身なんです、■■■県におられるということで、帰ってきて農業をすることもないということで、誰か買い手はいないかということだったんですが、今までこの土地につきましては、■■■さんが管理をされていて、現在、菜園で使用されています。今回、話し合いの上、購入ということに至ったみたいなんです。進入路等につきましては、何の問題も無い場所でございます。以上です。
- 議長 12-15 番、お願いします。
- 34 番委員 永野の字竹下の田んぼなんです、面積が 234 m²と小さな田んぼになります。境界、進入路、水路等もしっかりしており、問題は無いと思います。よろしく願いいたします。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか。
- (なしの声)
- よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 12-1 番から 15 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の12-1番から15番は、許可することに決定いたします。

次に、6ページ、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番について説明
所在：求名字 [] 番1、田、農振農用地区域外、119㎡、所在：
求名字 [] 番1、田、農振農用地区域外、564㎡、所在：求名字
[] 番、田、農振農用地区域外、639㎡、所在：求名字 []
番、畑、農振農用地区域外、349㎡、所在：求名字 [] 番1、田、
農振農用地区域外、371㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：山林用
地、施設：山林、申請地にクヌギを植え山林にしたい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

29番委員

現地は、さつま町求名の、[] から山手に入ったところになります。現在、申請地の周りは、ほぼ山林化しておりまして、この申請地のみは管理をされておりました。ただ、田んぼとして使うには水源も無く、田んぼとしてはならないなという感じでありまして、クヌギを植えるということでしたので、特に問題があるような感じではありませんでした。ほぼ町道に面しておりますので、クヌギが成木になっても問題になることはないのではないかと思います。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番は許可することに決定いたしました。

次に、7ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

- 事務局
(小田) 議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-1番について説明
所在：山崎字 [REDACTED] 番1、田、農振農用地区域外、922㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：太陽光発電設備用地、施設：太陽光発電設備、施設面積：392.4㎡、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
- 21番委員 申請地は、南西から北東へ傾斜が少し、ありました。書類審査時、図面上で、緩衝地内に溜枡を設置して雨水排水を行う計画でした。実際、現場を確認したところ、緩衝地がある場所の下に宅地があり、図面では、太陽光パネルが並んでいて、その上の方にスペースがありますが、その上が住宅地で、そこへ水がしみ出ている状況でした。溜枡を設置した場合でも、その水が宅地部分へ流入する可能性が高いため、排水について相談したところでした。その結果、排水の放流については、建設課との協議も済み、パネルの設置してある右下部分に傾斜をつけ、集水枡を設置して、道路の反対側へ放流する対応となりました。図面では、道路の向かい側に排水路があって、そちらへ連結する、道路を横断してパイプを入れるということでもあります。その他については、境界及び進入路等はしっかりしていて問題無いと思います。以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
- 6番委員 住宅の方には、太陽光を設置する、こういうやり方でやるということは言っているんですね。もしものことを考えて、そういう話はされているものか、お聞きしたいと思います。
- 事務局
(小田) 現地調査を行った際、行政書士が立会されましたが、そちらも不安になりましたので、住宅の方に説明してありますかと尋ねましたところ、説明してあるとのことでした。また、先ほど説明があったとおり、水がしみ出てくるものですから、そこらもあるので、今後も十分注意をして、設置をしていただきたいと伝えてあります。
- 議長 ほかにありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-1番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-1

議長

番は許可することに決定いたしました。

次に、7ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-2番について説明
所在：宮之城屋地字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、482㎡、地種：
第3種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面
積：123.80㎡、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

16番委員

現地は、周りを住宅地に囲まれており、進入経路としまして、■■■■
■■■■のところを入り、南へ50メートルくらいの場所で、耕作している畑が
周りに一部ありましたが、ほぼ住宅地に囲まれている場所でした。■■■■
■■■■跡地の近くであり、周辺は■■■■団地の住宅等が密集した場所
であります。現地調査の結果、境界が明確であり、建築する住宅も平屋建て
ということで、周辺の日照に対する影響は無いと思われれます。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の
納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませ
んか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条
許可申請について」の12-2番について、許可することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の12-2
番は許可することに決定いたしました。

議長

次に、8ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移
転の農用地利用集積計画書、農用地利用集積計画総括表(所有権の移転)
について事務局の説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積計画について」の8ページ、農用地利用集
積計画総括表(中間管理権及び利用権の設定)について朗読及び説明

議長

それでは、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を
議題といたします。

10ページ、12-1番から3番を議題といたします。

議長 事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の10ページ、12-1番から3番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権の12-1番から3番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の12-1番から3番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、11ページ、議案第5号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。また、補足説明を農政課の担当者及び、担当推進委員よりお願いします。

事務局
(小田) 議案第5号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」説明
1番
所在：虎居字■■■■番、田、農振農用地区域外、1,190㎡、所在：虎居字■■■■番、田、農振農用地区域外、699㎡、所在：虎居字■■■■番、田、農振農用地区域外、251㎡、申請内容：農振編入

農政課
(永江) 議案第5号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番について補足説明

12番委員 現地調査の結果をご報告申し上げます。現地は、国道■■■号の■■■交差点より■■■側にちょっと行ったところにあります。現地を確認しましたところ、用排水、進入路、境界等について、何ら問題ありません。また、申請人である■■■さんに聞き取りをしたところ、本人はトラクターを所持し、今後も耕作をするのに何の支障もないような気がいたします。今後も営農はできると判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

6番委員 今までなぜ、中山間地域直接支払い制度に取り組んでいなかったのかお聞きします。

農政課
(永江) 農振農用地区域内に入っていないと中山間は取り組めませんので、本人は、農振農用地区域内に入っていないから、今まで中山間を申請していなかったとのこと。でも、傾斜を測ってもらったら、実際、傾斜があったので、今回、編入をして、協定農用地に含めていこうということで、申請をしていただきました。

議長 よろしいですか。
(「はい」の声あり)

議長

今、説明があったようなことは、他の地区でも考えられるところがあるかもしれません。そのような質問を受けられた場合は、事務局に申し出ていただければ、手続きは可能ということになると思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

無いようですので、採決いたします。議案第5号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」は、編入を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」は、編入を承認することに決定いたしました。

次に、「議案」(6) その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。

(なしの声)

事務局より、何かありますか。

(ありません。)

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の方から何かありませんか。

(なしの声)

無いようでしたら、事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・3種類の配付資料(地域農業の将来を考慮してみませんか、活動記録簿記録ガイド、農家相談の手引き)について
- ・活動記録の徹底について
- ・農家アンケート(農家台帳の提供)について
- ・各地区の農地集積状況(9月分まで)について
- ・12/27 地区別農業委員会農地利用最適化推進会議の日程等について(出発時間・場所、昼食、服装など)

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして令和4年第12回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員